

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金について

*** 受給には手続きが必要です ***

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の給付金を支給します。

●給付金の対象となる方

①非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）時点で長瀬町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外

②家計急変世帯

①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②重複しての受給はできません

●給付額 1世帯あたり5万円

●給付を受ける手続き

①非課税世帯

対象となる世帯には町から「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」を送付します（12月上旬送付予定）。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。

※返送がない場合は本給付金の受給ができません。

※非課税世帯であっても、世帯の中に令和4年1月2日以降に転入した方や未申告の方がいる場合、給付金を受け取るには申請（②家計急変世帯と同様の手続き）が必要です。

②家計急変世帯

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」及び「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に必要事項を記載の上、必要書類（収入が確認できる書類等）を添付して申請してください。

※必要書類はホームページ又は健康福祉課窓口に準備しております。

●申請期限 令和5年1月31日まで

問合せ 健康福祉課 福祉担当 ☎66・3111 内線134



つくりませんか？ マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方（※）に向けて、11月中旬から12月上旬にかけてオンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が地方公共団体情報システム機構より順次送付されています。スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで簡単に申請が行えます。

最大20,000円相当分のポイントがもらえるマイナポイントの申込みには、マイナンバーカードが必要です。

マイナポイントの対象となるカードの申請期限は12月末となっております。この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。

※以下のような方には、交付申請書は送付されません。

1. 75歳以上の方で令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方
2. 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方
3. 在留期間の定めのある外国人住民の方

今がチャンス!

